

災害が発生した時、**自分が** **家族が** 避難できるか 不安になることはありませんか？



～災害に備えるための避難行動要支援者名簿について～

問合せ先

避難行動要支援者名簿の登録・申請…地域福祉課障がい者支援グループ(あいあい ☎84-3313)
市の災害対策全般に関すること…防災安全課防災安全グループ(☎84-5035)

避難行動要支援者支援制度とは？

自分ひとりで行動したり、情報を得たりするのが難しく、災害が起きたときに手助けが必要な人を、地域の身近な人たちで支える仕組みです。

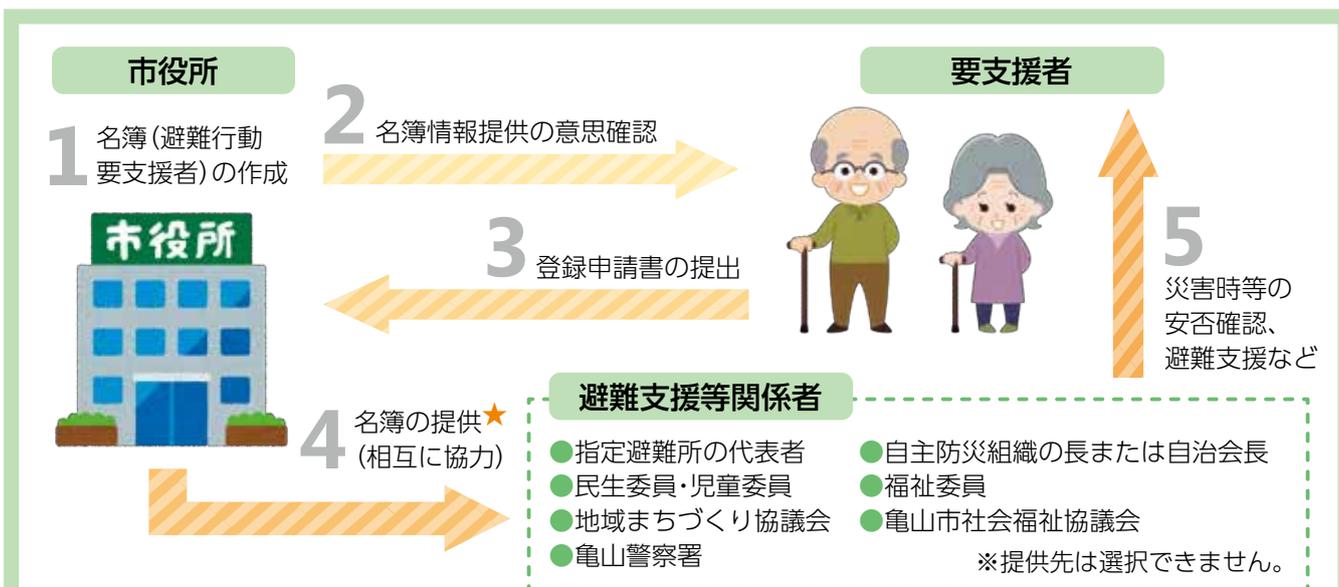
市では、避難行動要支援者の情報を、平常時から自治会や民生委員などの地域の避難支援者にあらかじめ提供し、災害時に地域のなかで速やかな支援が行えるように、避難行動要支援者名簿を作成しています。

要支援者の対象となる人は？

- ① 介護保険制度の要介護認定3～5の認定を受けた人
- ② 身体障害者手帳1、2級をお持ちの人
(心臓機能障害、腎臓機能障害、免疫機能障害のみで交付を受けた人は除く)
- ③ 知的障害者で療育手帳Aをお持ちの人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人
- ⑤ 上記①～④に該当しない人で、災害時の避難に支援が必要な人
(自力で避難することが難しい人)



避難支援の流れ



★避難支援等関係者への個人情報の提供は、次のとおり選択できます。

個人情報の提供に
同意する人

平常時から避難支援等
関係者に名簿を提供します

- 日頃の声掛けなどの見守り
- 防災訓練などに活用



個人情報の提供に
同意しない人

災害時のみ避難支援等
関係者に名簿を提供します

- 避難連絡、避難誘導に関する支援
- 安否確認、救助活動などに活用



登録方法

受付場所 あいあい1階(地域福祉課窓口)
 ※毎週木曜日に手話通訳を配置しています。
申請書類 避難行動要支援者名簿登録申請書
 ※申請書類は、地域福祉課に備えています。
 ※郵送での申請を希望する場合は、地域福祉課障がい者支援グループへお問い合わせください。
持ち物 印鑑(認印)
申請期間 2月15日(金)まで
 ※申請期間を過ぎても随時受付はできますが、名簿への登録が遅くなる可能性がありますので、期間内に申請をお願いします。
 ※要支援者の対象になる人、既登録者(平成29年度)には、市から申請書類を送付します。



◆避難行動要支援者名簿に登録される個人情報

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所または居所
- ⑤電話番号
- ⑥避難支援を必要とする事由
- ⑦名簿の個人情報の提供にかかる同意の有無
- ⑧自治会と地域まちづくり協議会
- ⑨指定避難所

Q&A

車椅子や寝たきりの家族が避難するのを支援してほしいのですが登録できますか？

家族で対応できる場合は登録の必要はありませんが、日常の対応はできるものの、災害時の対応に不安がある場合は登録できます。

現在は自分で避難できますが、将来、体が弱ってくるのではないかと不安に思っています。名簿の登録申請をした方がいいですか？

現時点で、自力で避難できる場合は申請の必要はありません。名簿への登録は、随時行っていますので、自力での避難が難しくなった際に申請をお願いします。

代理の人の申請でも大丈夫ですか？

代理の人でも大丈夫です。本人の意思等によって、家族のみならず、ケアマネジャーなどの人が記入していただいて構いません。

個人のプライバシーは保護されますか？

申請時に提供された個人情報は、支援者、自主防災組織、民生委員・児童委員、行政機関で避難行動要支援者支援の目的のみに利用します。関係者は、名簿の管理や利用に際し、情報の漏えいなどが無いよう厳重に取り扱っています。



支援は、避難支援等関係者の任意の協力によるものであり、災害時は誰もが被災者となり得ます。要支援者への支援が困難になる場合も想定されるので、災害時等の支援を必ず保証するものではなく、あくまでも支え合いの範囲内での支援の仕組みになります。